

令和2～4年度静岡県立こども病院設備保守運転業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)との間に次の委託契約を締結する。

(信義・誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。
(目的)

第2条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

別紙「静岡県立こども病院設備保守運転業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務

(2) 委託業務の場所

静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院及びその付帯施設

(委託契約期間)

第3条 契約期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

(委託料及び支払い方法)

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用として、設備保守業務費用（うち取引に係わる消費税及び地方消費税額 円）支払うものとする。

2 甲の注文等により、甲が必要と認める時間外勤務を行った場合は、実績に基づき、甲は乙に対し前項の費用とは別に、従事者1人につき1時間 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）で算出した金額を支払うものとする。

3 乙は、毎月の委託業務終了後、甲の指定する請求書により、第1項及び前項に基づき乙に支払う費用（以下「委託料」という。）を請求し、甲は正当な請求書であることを確認後、翌月末日までに支払うものとする。

(契約の変更)

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方の承諾を得なければならぬ。

2 甲は、次に掲げるいずれか一つの理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託契約期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が、法令等又はこの契約（仕様書の内容を含む。）に違反したとき。
- (3) この契約について、不正の事実を発見したとき。
- (4) 乙が故意又は重大な過失により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき。
- (5) この契約締結後の事情の変化により、業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除を相手方に書面により提出し、相手方の承諾を得たときは、この契約を解除することができる。

(暴力団排除)

第8条 甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(委託費の処理)

第9条 甲又は乙が、第3条第2項、第7条又は前条により契約を解除した場合、甲は業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、次に掲げるいずれか一つの理由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第7条第2項、第3項又は第8条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第3条第2項、第7条第2項、第3項又は第8条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し損害の賠償を請求することができない。
(業務作業報告書の提出)

第11条 乙は、毎日の委託業務の実施後、仕様書に定める保守運転日誌を作成し、甲に提出してその承認を受けなければならない。

2 乙は、甲が第3条第2項、第7条又は第8条の規定によりこの契約を解除した場合、解除後10日以内に業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
(処理状況の調査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。
(委託業務の材料等)

第13条 委託業務に要する消耗品、備品のうち、仕様書により甲の負担であることが示されているものを除いてはすべて乙の負担とする。

(建物の使用)

第14条 乙は、委託業務の実施にあたり、甲の承諾を得てから甲の建物の一部を使用することが出来る。

2 乙は、前項に基づく建物の使用を行うにあたっては、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理しなければならない。

(乙の従業者に対する異議)

第15条 甲は、委託業務の遂行につき乙の従業者について、著しく不適当と認められるときは、その理由を明示して当該従業者の交替を指示することができる。

(法令上の処理)

第16条 乙は、委託業務の処理にあたり、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙及びその従業員は、業務上知り得た甲に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

また、乙及びその従業員は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(健康管理)

第18条 乙は、従事者の健康管理に努め、1年に1回以上健康診断を行い、書面にて甲に報告するものとする。

2 乙は、従事者の肝炎予防のため、抗原、抗体検査を実施すること。

3 乙は、従事者にインフルエンザ、はしかの予防接種及びツベルクリン検査による従事者及び患者等、双方への感染対策を講じること。

4 乙は、感染症拡大防止のため、感染性の高い疾病に罹患した従事者を生じたときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(臨機の措置)

第19条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することが出来る。
この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(業務の引継)

第 20 条 乙は、委託業務の開始に滯りのないよう従事予定者を業務開始の 1 ヶ月以上前より派遣し、前契約業者より、すべての業務について引継ぎを行わねばならない。

なお、引継ぎ終了時には、全引継項目及び内容を記した引継終了報告書（引継ぎを受けた全業務について、引継いだ者及び引継ぎを受けた者それぞれの代表者が記名押印したもの）を作成し、甲に提出すること。

- 2 前項の報告書を提出したにもかかわらず、引継ぎが不十分であった場合は、乙は、第 7 条第 2 項第 2 号に定める契約解除要件に該当し、甲又は第三者に損害を与えた時は第 10 条第 1 項第 1 号に定める損害賠償責任を負う。
- 3 乙は、業務終了時又は契約の解除があった時において、次の契約業者に対して、全ての業務を引継ぎ、次の契約業者が円滑に委託業務開始できるようにし、代表者が引継終了報告書に署名しなければならない。

(合意管轄)

第 21 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とともに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 22 条 この契約に定めるもの他必要な事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区漆山 860 番地
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立こども病院
院長 坂本 喜三郎

印

(乙)

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。